

高松市監査委員告示第9号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成31年3月29日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	鍋	嶋	明	人
同	吉	峰	幸	夫
同	竹	内	俊	彦

監査結果に基づく 措置通知

(包括外部監査)

(平成31年3月29日)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp



包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

H31.3.29

監査実施年度 平成23年度

監査テーマ 高松市のライフインフラとしての福祉

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
1	指摘	継続交付は申請によるべきもの（母子家庭児等福祉金）	P226	健康福祉局	こども家庭課	H31.3.8
2	指摘	引越費用の妥当性を検討し、検討結果を記録すべきもの（母子・寡婦福祉資金貸付）	P238			
3	指摘	生活資金貸付を行う場合は、月次収支の内訳を確認、審査すべきもの（母子・寡婦福祉資金貸付）	P238			
4	指摘	運転資金の算出根拠を明確にすべきもの（母子・寡婦福祉資金貸付）	P239			
5	指摘	返還処理の妥当性判断の証跡を残すべきもの（高等技能訓練促進費事業）	P246			
6	意見	支給に係るチェックリストの文書化等について（母子家庭児等福祉金）	P227			
7	意見	照合確認資料の保管について（母子家庭児等福祉金）	P227			
8	意見	審査会議事録の作成について（母子・寡婦福祉資金貸付）	P237			
9	意見	申請時の検討項目を記載したチェックリストの作成について（母子・寡婦福祉資金貸付）	P237			
10	意見	回収可能性の検討と検討経過の文書化について（母子・寡婦福祉資金貸付）	P237			
11	意見	福祉という観点からの貸付けを行うことについて（母子・寡婦福祉資金貸付）	P239			
12	意見	貸し付けた資金の使用状況の確認について（母子・寡婦福祉資金貸付）	P242			
13	意見	不納欠損処理について（母子・寡婦福祉資金貸付）	P242			
14	意見	照合の形跡を残すことのルール化について（高等技能訓練促進費事業）	P246			
15	意見	支給要件の明確化と支給根拠の記載について（高等技能訓練促進費事業）	P246			
16	意見	日報の記載方法の検討について（母子相談）	P249			
17	意見	カルテの保管や進捗状況の管理について（母子相談）	P249			
18	意見	記録の管理と進捗状況・対応内容の承認について（母子相談）	P250			

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

H31.3.29

監査実施年度 平成27年度

監査テーマ 情報システムに関する事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
19	指摘	調達ガイドラインの周知の不徹底及び教育体制の不備について	P38	総務局	情報政策課	H31.3.12
20	指摘	調達ガイドラインの運用に関する推進・モニタリング体制の不備について	P38			
21	指摘	情報政策課における調達ガイドラインの未適用について	P39			
22	指摘	「情報化推進施策業務調査票（業績評価シート）」が作成されていないことについて	P42、56			
23	指摘	個別システムに関する投資効果が測定されていないことについて	P43、57			
24	指摘	基本計画書が作成されていないことについて	P43、57			
25	指摘	個別システムに係る費用対効果の分析がなされていないことについて	P44、58			
26	指摘	情報化評価シートが作成されていないことについて	P44、58			
27	指摘	プロジェクト終了判定チェックリストが作成されていないことについて	P44			
28	指摘	業務効率化・簡素化についての事後評価が実施されていないことについて	P45、58			
29	指摘	事後評価に関する課題が抽出されておらず、課題一覧表においても一部の項目で未完了のものがあり、帰結が記載されていないものも散見されたことについて	P45、59			
30	指摘	アクションプランが作成されていないことについて	P46、59			
31	指摘	外部委託事業者に対する情報セキュリティ方針の遵守について定期的な検査を行っていないことについて	P76、83、97、105、113、121			
32	指摘	ネットワーク構成図は、業務上必要とする者のみが閲覧できる場所に保管されているものの、情報システム仕様書は保管されていないことについて	P79			
33	指摘	システム変更等の処理・作業記録を作成・管理ができていないことについて	P79、100、108、116、124			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

H31.3.29

34	指摘	情報システムの追加、変更に係る設定、構成等の履歴を記録・保存していないことについて	P79	総務局	情報政策課	H31.3.12
35	指摘	情報セキュリティ管理者が、全ての職員に対して継続的に教育を行っていないことについて	P84			
36	指摘	情報セキュリティ管理者が、セキュリティ教育を実施した際に、情報セキュリティ報告書（様式第3-1）を統括情報システム管理者に提出していないことについて	P84			
37	指摘	ネットワーク構成図について保管がされていないことについて	P100			
38	指摘	ネットワーク構成図及び情報システム仕様書について保管がされていないことについて	P107、 116、124			
39	指摘 意見	アクセス権限の棚卸がなされていないことについて	P84、98、 106、114、 122			
40	意見	「情報化推進施策業務調査票（現行業務・システム）」が作成されていないことについて	P41、55			
41	意見	情報システム導入後の新業務モデルが作成されていないことについて	P42、56			
42	意見	アクセス権限の棚卸結果が文書化されていないことについて	P77			

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

H31.3.29

監査実施年度 平成29年度

監査テーマ 特別会計の財務事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
43	意見	貸付要件のチェックリスト化について【母子福祉資金等貸付事業特別会計】	P100	健康福祉局	こども家庭課	H31.3.8
44	意見	法令等が変更になった場合の関連資料の変更について【母子福祉資金等貸付事業特別会計】	P100			
45	意見	貸付金残高の把握について【母子福祉資金等貸付事業特別会計】	P100			
46	意見	滞納債権の一覧管理について【母子福祉資金等貸付事業特別会計】	P101			
47	意見	債権区分及び対応の整理について【母子福祉資金等貸付事業特別会計】	P101			
48	意見	システムの基本情報の入力誤りについて【母子福祉資金等貸付事業特別会計】	P101			

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	継続交付は申請によるべきもの（母子家庭児等福祉金）	
指 摘 の 内 容	一旦開始した後、翌年度からの申請によらない継続交付は、やや手厚い印象を受ける。実際には、例えば申請書を送付し、回収した者にのみ支給する方法などが考えられるが、かえって事務コストがかかる可能性が高く、現実的ではあるが、厳密には、申請により支給すると定められている条例に反している。	
報告書該当 ペ ー ジ	P226	
報告書への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月8日
所 管 課 等	健康福祉局 こども家庭課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る母子家庭児等福祉金事業については、当該監査を受けた年度（平成23年度）末をもって、事業が終了した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	引越費用の妥当性を検討し、検討結果を記録すべきもの（母子・寡婦福祉資金貸付）	
指 摘 の 内 容	引越費用の水準の妥当性について検討し、検討した結果を記録することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P238	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/lohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月8日
所管課等	健康福祉局 こども家庭課
措置結果	<p>本件指摘事項については、事務取扱要領において、引越運送費借入時の必要書類は業者の見積書と定めており、提出された見積書の内容や市場価格等を勘案し、引越費用の妥当性を判断している。</p> <p>また、平成30年度からは、複数の業者の見積書提出を義務付け、その妥当性について、申請時チェックリストにおいて検討している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	生活資金貸付を行う場合は、月次収支の内訳を確認、審査すべきもの (母子・寡婦福祉資金貸付)	
指 摘 の 内 容	生活資金貸付を行う場合の月次収支の内訳は、貸付金額月額の妥当性を 判断する根拠であり、申請時に客観証拠で確認し、明記して審査を受け、 後日にも、その内容が説明できる状態で保存しておく必要がある。	
報告書該当 ペ ー ジ	P238	
報告書への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月8日
所 管 課 等	健康福祉局 こども家庭課
措 置 結 果	<p>本件指摘事項については、月次収支の内訳を貸付資金の共通提出書類である生活歴等申立書において記入させており、その内容については、事前相談時に母子・父子自立支援員が聞き取り調査を行い、貸付審査会で報告している。</p> <p>また、指摘を受けて以降、生活資金について申請のあった案件は、母子・父子自立支援員が作成する貸付調査書においても月次収支内訳を記載し、審査会での審査事項としている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	運転資金の算出根拠を明確にすべきもの（母子・寡婦福祉資金貸付）	
指 摘 の 内 容	<p>市は事業開始資金の貸付可能な上限に近い280万円を貸し付けているが、算出過程が明確にされていない。事業計画が妥当であれば、過剰な貸付けといえ、貸付けは合理的な事業計画に基づき行われるべきものである。</p> <p>運転資金の算出根拠がなければ、市費を徒に支出するものである。当貸付けは連帯保証人がいれば無利息であり、経済的なメリットが大きい貸付けである。これは、母子及び寡婦の自立のための貸付制度であるために優遇されているので、不要な資金まで貸付けを行うと、経済的な利益が無意味に市から借入者に移転することになり、不適當である。</p>	
報告書該当 ページ	P239	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumai/lohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月8日
所管課等	健康福祉局 こども家庭課
措置結果	<p>本件指摘事項については、母子・寡婦福祉資金貸付における事業開始資金、事業継続資金の申請に当たり、事前に専門家による申請者に対する経営相談・指導を行い、その後、専門家によって作成される経営診断を貸付審査の参考としている。この経営診断は、運転資金の調達計画、使途計画を含む事業開始計画書、月間収支の積算基礎表等をもとに、事業計画の問題点抽出、市場分析、経営指導を行っている。</p> <p>また、平成30年度からは、本市産業振興課内の立地・創業・イノベーション支援室との連携を行う中で、国が全国に設置した経営相談所よろず支援拠点を活用した経営相談、経営診断も活用している。</p> <p>なお、指摘を受けた平成23年度以降、事業継続資金について申請のあった案件（平成24年2月）については、当該経営診断結果をもとに、貸付けを行わないことを決定している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	返還処理の妥当性判断の証跡を残すべきもの（高等技能訓練促進費事業）	
指 摘 の 内 容	<p>平成22年度では、1件の返納が発生している。これは、他の給付金を開始当初から併せて受給していたことが判明したための処理であり、9か月分1,269千円を市に分納により返済することとしている。</p> <p>支給されていた月額、半額ではなく全額の141千円であり、他の支給制度と併給されると、相当の金額になり、併給が認められないことは自立支援の相談の中で説明もされている。また、申請者は常識的に不可能と判断すべきである。</p> <p>9か月間にわたり併給されていたことは、本来は不正行為とみるべきであり、それについて本人からの喪失届により、返還処理とすることは、相当のヒアリングなどによりその処理がより妥当と判断されたものと思われる。しかしその証跡はないため、喪失届による処理が妥当であることを証明できない。</p>	
報告書該当 ページ	P246	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/ke/ka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月8日
所管課等	健康福祉局 こども家庭課
措置結果	<p>本件指摘事項に係る返還処理については、他支給金との併給によるものであったが、今後返還処理が必要となる事例が発生した場合には、その妥当性の判断経緯について文書化することとした。</p> <p>また、指摘を受けて以降、他支給金との併用受給を防ぐために、申請者の公共職業安定所支給金受給の有無について、公共職業安定所に対する事前照会を行っている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意見の項目	支給に係るチェックリストの文書化等について（母子家庭児等福祉金）	
意見の内容	チェックリスト又はチェック項目を文書化するとともに、元になるプリントアウトが適時修正された現在のものであることを確認する手続きを設けることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P227	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月8日
所管課等	健康福祉局 こども家庭課
措置結果	本件意見に係る母子家庭児等福祉金事業については、当該監査を受けた年度（平成23年度）末をもって、事業が終了した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意見の項目	照合確認資料の保管について（母子家庭児等福祉金）	
意見の内容	照合された資料が残されていないので、照合により修正したことが確認できない。照合確認資料を別途保管するか、照合確認資料を何いに添付することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P227	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月8日
所管課等	健康福祉局 こども家庭課
措置結果	本件意見に係る母子家庭児等福祉金事業については、当該監査を受けた年度（平成23年度）末をもって、事業が終了した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意見の項目	審査会議事録の作成について（母子・寡婦福祉資金貸付）	
意見の内容	<p>審査会議事録の作成が望まれ、これに当たり、現在作成されている審査結果ではやや不十分である。議事録には、審査会開催日や構成メンバーを明記し、その内容は審査結果及び記載された注意事項と合致するものとなる。また、注意事項が付された理由についても議事録に記録されることにより、留意する点があるにしても、貸付けが妥当と判断された根拠となる。これらについて記載されることにより市民に対する説明責任が果たされることが考えられる。</p> <p>また、貸付けを行わないという判断が審査会で行われた場合も同様である。</p>	
報告書該当 ページ	P237	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月8日
所管課等	健康福祉局 こども家庭課
措置結果	本件意見については、平成24年1月開催審査会から、審査会議事録を作成している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意見の項目	申請時の検討項目を記載したチェックリストの作成について（母子・寡婦福祉資金貸付）	
意見の内容	申請時に検討すべき項目を記載したチェックリストの作成により、検討項目が標準化され、漏れがなくなる。導入に当たっては、申請者が事前に記載し、審査会で確認再記入という方法をとることが望ましい。	
報告書該当 ページ	P237	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月8日
所管課等	健康福祉局 こども家庭課
措置結果	本件意見については、資金種別及び個々の申請者の状態により検討項目が異なるため、チェックリストではなく、母子・父子自立支援員の申請時における詳細な聞き取りで対応してきたが、平成30年度からは、各資金共通の項目についてのチェックリストを作成し対応している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意見の項目	回収可能性の検討と検討経過の文書化について（母子・寡婦福祉資金貸付）	
意見の内容	<p>審査基準によると、修学資金については、「償還時点での収入や世帯の収入状況を踏まえ、必要以上の借入をやめ、余裕をもって償還ができるよう、また、貸付財源運用の円滑化を図るなかで、広く公平な貸付けが行えるよう、一般貸付を行うこととする。」とされているが、現状は、公立市立、県外・県内、大学・高校などにより決められた金額を貸し付けている。回収可能性まで見た貸付けを行い、検討経過を審査資料、審査記録として文書化することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P237	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月8日
所管課等	健康福祉局 こども家庭課
措置結果	<p>本件意見については、貸付審査会において回収可能性を含め様々な観点から貸付内容を検討しており、母子・父子自立支援員作成の貸付調書のほか平成24年1月開催審査会から、審査会議事録を作成し、検討経過を文書化している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意見の項目	福祉という観点からの貸付けを行うことについて（母子・寡婦福祉資金貸付）	
意見の内容	<p>審査会の判断による貸付けであるが、福祉という観点からの貸付けは、当事例としては適当ではない。貸付けを実施することが福祉にならないケースがあることも考慮した審査を行う必要がある。</p> <p>母子世帯の自立のための貸付制度が事業開始貸付であるが、古い制度であり、就業支援も、介護士や看護師など、社会のニーズに合った専門性の履修へと、異なってきていると思われる。</p> <p>仮に事業を開業するための資金を貸し付けるとしても、上限が280万円という枠では、十分な事業資金とは言えない。</p> <p>新しい貸付制度の整備とともに、古い制度の見直しも行われるべきであろう。</p>	
報告書該当 ページ	P239	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月8日
所管課等	健康福祉局 こども家庭課
措置結果	<p>本件意見については、貸付けは法律に基づく事業であり、現行制度の範囲内での貸付けは必要であることから、対象となる事業開始資金の貸付審査に当たっては、中小企業経営診断士協会へ経営診断を委託し、貸付けの是非や事業計画の妥当性を判断することで、当制度の趣旨に沿った適正な貸付制度の運用を行っている。</p> <p>また平成30年度からは、本市産業振興課内の立地・創業・イノベーション支援室との連携を行う中で、国が全国に設置した経営相談所よろず支援拠点を活用した経営相談、経営診断も活用している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意見の項目	貸し付けた資金の使用状況の確認について（母子・寡婦福祉資金貸付）	
意見の内容	貸付けの多くは県からの引継案件であり、当初の貸付審査に市は関与していないが、貸付当初の状況から見ても、貸付けの用途が疑問である案件がある。本来は、貸し付けた資金が正しく目的どおり使用されていることを確認するとともに、そうでなければ、規定に沿って期限前の返済を求めたり、さらには当初から偽りによる借入であれば犯罪と考えるべきであり、より厳格な対応が求められる。	
報告書該当 ページ	P242	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月8日
所管課等	健康福祉局 こども家庭課
措置結果	<p>本件意見については、母子・寡婦福祉資金の使用状況について、事業関連・住宅関連資金の場合は用途状況を確認できる書類（契約書、領収書の写し等）の提出及び立入調査の実施で、また修学・修業関連資金の場合は在学証明書等で用途を確認している。</p> <p>今後、用途が疑問視される案件が出た場合には、速やかに返納手続をとることとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意見の項目	不納欠損処理について（母子・寡婦福祉資金貸付）	
意見の内容	債権回収の可能性が低い者について、理由を精査するなどの手続きは必要であるが、貸倒処理に当たる不納欠損処理も順次行っていく必要がある。	
報告書該当 ページ	P242	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月8日
所管課等	健康福祉局 こども家庭課
措置結果	<p>本件意見については、母子・寡婦福祉資金の債権は私債権であり、債務者の時効の援用があれば債権消滅となり、不納欠損処理を行うことができることから、債権回収の可能性が低い者については、居所不明で連絡が取れないことが多く、平成27年3月31日に行った自己破産による債権放棄を除き、債権放棄は行っていないが、平成30年度から債務者の時効の援用の見込み（高松市債権管理条例第15条第1号）による債権放棄として、処理を進めている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意見の項目	照合の形跡を残すことのルール化について（高等技能訓練促進費事業）	
意見の内容	支給条件に該当するか申請書等が照合されているか否かについて、事後に確認できない。手続きをマニュアル化されているが、照合した印を付すこともルール化し、追加することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P246	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月8日
所管課等	健康福祉局 こども家庭課
措置結果	本件意見に係る高等技能訓練促進給付金（平成26年度からは高等職業訓練促進給付金に名称変更）の支給要件については、平成27年6月審査分から支給要件を一覧表にし、各要件についてその可否の照合結果を決裁に添付している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意見の項目	支給要件の明確化と支給根拠の記載について（高等技能訓練促進費事業）	
意見の内容	半額7万500円の支給は、原則として児童扶養手当全部停止以下の所得の世帯としているが、状況によっては全部停止もできるとしている。 支給に当たり、所得要件の緩和を行うのであれば、どのような場合に支給するのかを事前に決めておくとともに、一定以上の所得水準であること、それでも支給が妥当と考えた理由を記載することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P246	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月8日
所管課等	健康福祉局 こども家庭課
措置結果	本件意見については、平成27年6月審査分から支給要件を一覧表にし、各要件について照合結果を決裁に添付している。 また、支給根拠である課税区分等を添付しているが、平成30年度からは、特殊な事例については、その根拠を一覧表に記載している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.16

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意見の項目	日報の記載方法の検討について（母子相談）	
意見の内容	<p>日報は、高松市として提出する資料作成のために、件数を把握することが目的のものであるため、どの程度の内容まで記載するかの定めがない。このため、記入者により、記載方法がまちまちである。受付された相談が必要に応じてもれなく対応されていることを確認するためにも、カルテ番号（カルテ作成時には新規とわかるように記載する）、相談内容と対応の概要、相談が何回目のものか等について記載する形式とすることが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P249	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月8日
所管課等	健康福祉局 こども家庭課
措置結果	<p>本件意見については、日報の記載方法について統一的形式を用いることとし、その後、平成26年度から導入した福祉総合システムにおいても、同様に対応している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.17

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意見の項目	カルテの保管や進捗状況の管理について（母子相談）	
意見の内容	作成から廃棄まで、保管状況や進捗を一元的に管理することを可能にするようなカルテ一覧の作成によるナンバーコントロールの実施が望まれる。	
報告書該当 ページ	P249	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月8日
所管課等	健康福祉局 こども家庭課
措置結果	本件意見については、ナンバーコントロールによるカルテの一元的な管理をしており、その後、平成26年度から導入した福祉総合システムにおいても、ケース記録という形で対応している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.18

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意見の項目	記録の管理と進捗状況・対応内容の承認について（母子相談）	
意見の内容	<p>相談業務は、全ての母子及び寡婦施策の入り口であり、重要な業務であるが、母子及び寡婦福祉法に正規職員によらないこととされている。</p> <p>職務に当たっては、正規職員と協力しており、フォローも行われているが、職責は重い。より記録を詳細に残し、系統立てて管理すること、また進捗状況の確認と対応内容について、担当部門により承認し、承認記録を残す制度とすることも必要と思われる。</p>	
報告書該当 ページ	P250	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月8日
所管課等	健康福祉局 こども家庭課
措置結果	<p>本件意見については、平成26年度から導入した福祉総合システムにおいても、担当ごとのケース記録出力及び課内決裁という形で対応している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.19

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	調達ガイドラインの周知の不徹底及び教育体制の不備について	
指 摘 の 内 容	<p>調達ガイドラインは、高松市のシステムの調達に当たって、情報政策課のみならず、業務主管課もその当事者として実施する業務が多く存在し、加えて情報システム調達に関する特有の事務も規定されている。したがって、今後、実際の業務を踏まえて調達ガイドラインを見直した上で、各課に対する調達ガイドラインの定期的な周知徹底を図ることは必要不可欠である。</p> <p>また、周知徹底と同時に、PDCAサイクル毎の要求手続や要求資料について、その必要性について各課の理解を促し、また具体的にどのように実施するのか等についての定期的な教育研修も必要不可欠である。</p>	
報告書該当 ページ	P38	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月12日
所管課等	総務局 情報政策課
措置結果	<p>本件指摘事項については、平成30年1月4日付けで「情報システム調達ガイドライン」を改定した際に、全庁へ周知した後、毎年度行うICT推進に関する調査の中でも再度周知している。</p> <p>また、教育に関しては、ICT推進に関する調査で判明した、新たなシステム等を導入する課に対してのヒアリングの中で、調達ガイドラインの具体的活用の仕方等を教育しており、平成29年度においては、納税課、国保・高齢者医療課、健康福祉総務課に対して実施した。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.20

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	調達ガイドラインの運用に関する推進・モニタリング体制の不備について	
指 摘 の 内 容	<p>調達ガイドラインが実務に浸透していない要因の一つとして、調達ガイドラインに従った調達事務が各課で遂行できているかについて評価するモニタリング体制がないことが挙げられる。</p> <p>情報システム最適化計画では、審査機関として、情報化推進会議が「情報化の事前・事後の評価、情報化に対する適正を検証する。」こととされているが、現状はモニタリング業務は実施されていない。</p> <p>調達ガイドラインが実務に適用されていることについてモニタリング体制を整備・運用することによって、各課の周知状況や教育状況、調達ガイドラインの実務的な運用面を勘案した見直し等も実施することができるため、定期的なモニタリング体制を整備・運用することが必要である。</p>	
報告書該当 ページ	P38	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/keka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月12日
所管課等	総務局 情報政策課
措置結果	<p>本件指摘事項については、平成30年1月4日付けの「情報システム調達ガイドライン」改定に伴い、毎年度行うICT利活用希望調査においてガイドラインを運用すべき事業を把握し、該当課に対しては個々にガイドラインの運用の推進を働き掛けている。</p> <p>また、「情報システム新規導入管理台帳」を作成し、運用状況のモニタリングを強化し、適正な運用の体制を整えた。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.21

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報政策課における調達ガイドラインの未適用について	
指 摘 の 内 容	<p>情報政策課が中心となって導入した情報システムに関して、調達ガイドラインで要求されている事項に代替する手続や資料が作成されていることが想定されるが、監査手続の結果、情報システムの事後評価等、調達ガイドラインの要求事項を実質的に満たしていないと考えられる事項が発見されている。</p> <p>情報システムに係る調達ガイドラインは、競争原理を導入するとともに、効率的で高品質な情報システムを調達することを目的とした指針であり、情報システムの「企画・立案」から「評価・改善」までを対象とし、毎年度見直しを図ることで、より良い情報システムを目指すために、改善活動を行うためのものであるため、情報政策課が中心となって導入する情報システムについても当然に適用すべきである。</p>	
報告書該当 ペ ー ジ	P39	
報告書への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月12日
所 管 課 等	総務局 情報政策課
措 置 結 果	<p>本件指摘事項については、平成29年度から開始した税系システム機器更改業務委託及び平成30年度の住記・保険系システム機器更改業務委託において、調達ガイドラインに沿った運用をし、以後適正に行っている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.22

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	「情報化推進施策業務調査票（業績評価シート）」が作成されていないことについて	
指 摘 の 内 容	「情報化推進施策業務調査票（業績測定評価シート）」は情報政策課が情報システムの調達による効果を業績としてモニタリングするために設定した業績測定指標を、業務主管課が確認するために必要なものであるため、作成されていなかった場合、本来期待されている効果が出ているか否かを、事後の評価で正しく行うことができないため、作成することが必要である。	
報告書該当 ペー ジ	P42、56	
報告書への リン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/keka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月12日
所 管 課 等	総務局 情報政策課
措 置 結 果	本件指摘事項については、改定された「情報システム調達ガイドライン」において、「情報化推進施策業務調査票（業績評価シート）」の代わりに同様の内容を盛り込んだ「情報化事後評価シート」の作成が必要とされている。これにより、平成30年度に行った高松市住民情報システム（共通基盤・住民記録・保険系・税系）機器更改業務委託において、当該シートを作成した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.23

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	個別システムに関する投資効果が測定されていないことについて	
指 摘 の 内 容	より精緻な投資効果を測定するためには、個々の情報システム毎の費用と投資効果の積算が必要である。したがって、今後の調達ガイドラインの見直しの中では、個々の情報システム毎の費用と投資効果の積算が困難な場合であっても、システム全体で積算するのではなく、できる限り、合理的な方法により新旧それぞれのシステム群を対応させ、そのシステム群毎に費用と投資効果を積算することが必要である。	
報告書該当 ページ	P43、57	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月12日
所管課等	総務局 情報政策課
措置結果	本件指摘事項については、改定された「情報システム調達ガイドライン」において「情報化基本計画書」の項番7及び8にて費用の積算及び投資効果を測定することとなっている。これにより、平成30年度に行った高松市住民情報システム（共通基盤・住民記録・保険系・税系）機器更改業務委託において、「情報化基本計画書」を作成し、その中で投資効果についても測定を行った。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.24

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	基本計画書が作成されていないことについて	
指 摘 の 内 容	<p>「基本計画書」は、情報システムの調達に向けて、業務や情報システムの現状分析、最新動向を調査し、新業務や新システムの検討、概算費用や投資効果を予測した結果をとりまとめたものであり、導入決裁の根幹となるものであることや、その後の導入業務や導入後の事後評価の基礎を提供するものであるため、その作成が必要である。</p>	
報告書該当 ページ	P43、57	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月12日
所管課等	総務局 情報政策課
措置結果	<p>本件指摘事項については、平成30年度に行った高松市住民情報システム（共通基盤・住民記録・保険系・税系）機器更改業務委託において、平成30年1月4日付けで改定した「情報システム調達ガイドライン」で示されている「情報化基本計画書」を作成した。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.25

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	個別システムに係る費用対効果の分析がなされていないことについて	
指 摘 の 内 容	<p>最適化計画の中では、最適化の対象となる情報システム全体としての費用対効果の分析はなされているが、個別の情報システムについての費用対効果の分析がなされていない。個別情報システム毎の費用対効果の分析を行うことで、情報化の事前評価を精緻に実施することが可能となり、適切な事後評価を行う上での基礎を提供する情報となる。したがって、今後の調達ガイドラインの見直しの中では、できる限り、合理的な方法により、個別情報システム毎の費用対効果の分析を実施し、その結果を証跡として残すことが必要である。</p>	
報告書該当 ページ	P44、58	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ihokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月12日
所管課等	総務局 情報政策課
措置結果	<p>本件指摘事項については、改定された「情報システム調達ガイドライン」において、「情報化基本計画書」を作成する際に個別システムに係る費用対効果の分析が盛り込まれており、平成30年度に行った高松市住民情報システム（共通基盤・住民記録・保険系・税系）機器更改業務委託において、当該文書を作成し、費用対効果の分析を行った。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.26

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報化評価シートが作成されていないことについて	
指 摘 の 内 容	<p>情報化評価シートにより、情報政策課、情報化推進会議、政策課は情報化が適切なものかどうかを評価し、当該評価に基づいて市長は情報化の決定を行うことが要請されている。適切な情報化に対する調達を実現するためにも情報化評価シートの作成が必要である。</p>	
報告書該当 ページ	P44、58	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ihokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月12日
所管課等	総務局 情報政策課
措置結果	<p>本件指摘事項については、改定された「情報システム調達ガイドライン」においては、「情報化評価シート」の代わりに同様の内容を盛り込んだ「ICT関係業務調査票」及び「希望機器調査票」の作成を求めており、平成30年度に行った高松市住民情報システム（共通基盤・住民記録・保険系・税系）機器更改業務委託において、当該文書を作成した。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.27

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	プロジェクト終了判定チェックリストが作成されていないことについて	
指 摘 の 内 容	<p>保険系情報システムに関しては、委託業者からの完了届は入手しているが、プロジェクト終了判定チェックリストは作成されていなかった。情報システムの設計・開発業務が漏れなく適切に完了していることを、委託業者からの完了届だけではなく、プロジェクト終了判定チェックリストに基づき、市が主体的にその完了届の適切性を確認するため、その作成が必要である。</p>	
報告書該当 ペ ー ジ	P44	
報告書への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月12日
所 管 課 等	<p>総務局 情報政策課</p>
措 置 結 果	<p>本件指摘事項については、改定された「情報システム調達ガイドライン」において、「プロジェクト終了判定チェックリスト」の代わりに同様の内容を盛り込んだ「プロジェクト完了合否判定書」の作成を求められており、平成30年度に行った高松市住民情報システム（共通基盤・住民記録・保険系）機器更改業務委託において、当該文書を作成した。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.28

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	業務効率化・簡素化についての事後評価が実施されていないことについて	
指 摘 の 内 容	<p>情報システム最適化計画においては、その目的として事務の効率化を図り、住民サービスの向上を図ることも含まれている。したがって、事務の効率化による工数の削減効果に加え、他の事務に余剰時間を振り分けることによる住民サービスの向上効果に関する定性的、定量的な事後評価を実施し、調達目標及び目的の達成状況を評価することが必要である。</p>	
報告書該当 ページ	P45、58	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月12日
所管課等	<p>総務局 情報政策課</p>
措置結果	<p>本件指摘事項については、平成30年度に行った高松市住民情報システム（共通基盤・住民記録・保険系・税系）機器更改業務委託において、業務効率化・簡素化についての事後評価を「情報化事後評価シート」にて実施した。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.29

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	事後評価に関する課題が抽出されておらず、課題一覧表においても一部の項目で未完了のものがあり、帰結が記載されていないものも散見されたことについて	
指 摘 の 内 容	課題一覧表を閲覧した結果、情報システム導入の過程において抽出された情報システム上の課題等は課題一覧表に記載されているが、情報システムの当初の導入目的を達成したか否かについての事後評価に関しては課題一覧表への記載はなく、情報政策課へヒアリングした結果においても、更新作業を行っていないとのことであった。情報システムの事後評価に関する課題の整理は、今後のアクションプランを策定する際に必要なものであることから、その作成は必要である。	
報告書該当 ページ	P45、59	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月12日
所管課等	総務局 情報政策課
措置結果	本件指摘事項については、平成30年度に行った高松市住民情報システム（共通基盤・住民記録・保険系・税系）機器更改業務委託において、「情報化事後評価シート」にて事後評価に関する課題を抽出した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.30

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	アクションプランが作成されていないことについて	
指 摘 の 内 容	<p>情報システムの当初の導入目的を達成したか否かについてのシステムの事後評価による課題の抽出がなされていなかったため、アクションプランも作成されていなかった。アクションプランは次年度の情報システムの運用や再構築等の方針を策定するに当たり必要となる情報であることから、その作成が必要である。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P46、59	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	平成31年3月12日
所 管 課 等	<p>総務局 情報政策課</p>
措 置 結 果	<p>本件指摘事項については、平成30年度に行った高松市住民情報システム（共通基盤・住民記録・保険系・税系）機器更改業務委託において、「情報化事後評価シート」によりアクションプランを作成した。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.31

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	外部委託事業者に対する情報セキュリティ方針の遵守について定期的な検査を行っていないことについて	
指 摘 の 内 容	情報システム管理者又は情報セキュリティ管理者は、外部委託事業者から下請けとして受託している事業者も含めて、情報セキュリティ方針の遵守について定期的（委託期間中に1回、委託期間が複数年度にわたる場合は各年度に1回）に検査する必要があるが、定期的な検査は行われていなかった。	
報告書該当 ペ ー ジ	P76、83、97、105、113、121	
報告書への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月12日
所 管 課 等	総務局 情報政策課
措 置 結 果	本件指摘事項については、当該システム事業者に対して、高松市情報セキュリティ対策基準チェックシートをもとに検査を行った。 また、同種の案件について、平成30年度から各事業者に対して年1回定期的な検査を行っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.32

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	ネットワーク構成図は、業務上必要とする者のみが閲覧できる場所に保管されているものの、情報システム仕様書は保管されていないことについて	
指 摘 の 内 容	仕様書については、ネットワーク構成図と一体として保管し、トラブル発生時の対応やシステムリプレイス時の参考資料等、業務上必要性が生じた際に適宜閲覧できるよう、業務上必要とする者のみが閲覧できる場所に保管しておく必要がある。	
報告書該当 ページ	P79	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月12日
所管課等	総務局 情報政策課
措置結果	<p>本件指摘事項については、平成30年度から保管場所を整理し、システム管理をしている情報政策課内の施錠できるロッカーに外部媒体で保管している。</p> <p>また、情報システム仕様書についても情報政策課所属の職員に限った権限フォルダにて保管している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.33

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	システム変更等の処理・作業記録を作成・管理ができていないことについて	
指 摘 の 内 容	システム内容変更時には、システム変更処理及び作業記録を業務主管部署で管理しなければならないこととなっているが、システム変更により対応が予定されていた作業についての作業結果が記録されていなかった。	
報告書該当 ペ ー ジ	P79、100、108、116、124	
報告書への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月12日
所 管 課 等	総務局 情報政策課
措 置 結 果	<p>本件指摘事項については、平成30年度から、外部委託事業者が作成・管理していたシステム変更等の処理・作業記録を当該システムのシステム管理を行っている情報政策課において、外部媒体で、施錠できるロッカーに保管している。</p> <p>また、一部について、情報政策課所属の職員に限った権限フォルダにて管理している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.34

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報システムの追加、変更に係る設定、構成等の履歴を記録・保存していないことについて	
指 摘 の 内 容	情報システムの追加・変更に係る作業結果の記録は、追加・変更に係る設定、構成等の履歴を事後的に確認するために必要である。今後のシステム運用において、重要な情報を提供するものであり、また、システムリプレイス時の参考資料等として有用な情報となるため、システム変更の結果を記録する事を徹底する必要がある。	
報告書該当 ページ	P79	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月12日
所管課等	総務局 情報政策課
措置結果	<p>本件指摘事項については、平成30年度から、外部委託事業者が記録・保存していた情報システムの追加、変更に係る設定、構成等の履歴を当該システムのシステム管理を行っている情報政策課において、外部媒体で、施錠できるロッカーに保管している。</p> <p>また、一部について、情報政策課所属の職員に限った権限フォルダにて管理している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.35

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報セキュリティ管理者が、全ての職員に対して継続的に教育を行っていないことについて	
指 摘 の 内 容	住民情報基盤システムに関しては、入庁時のセキュリティ教育は実施しているものの、その後継続的な教育は実施されていない。	
報告書該当 ページ	P84	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月12日
所管課等	総務局 情報政策課
措置結果	本件指摘事項については、毎年情報政策課職員に対して、地方公共団体情報システム機構が主催するeラーニングによる情報セキュリティ研修に参加させることにより継続的な教育を行っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.36

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報セキュリティ管理者が、セキュリティ教育を実施した際に、情報セキュリティ報告書（様式第3-1）を統括情報システム管理者に提出していないことについて	
指 摘 の 内 容	情報セキュリティ遵守を組織として徹底させるためには、情報セキュリティへの職員の知識や関心の高さが重要な要素となるものであり、継続的な教育が必要とされるものである。	
報告書該当 ページ	P84	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月12日
所管課等	総務局 情報政策課
措置結果	本件指摘事項については、平成29年6月の情報セキュリティポリシーの改正に伴い、以前の（旧）様式第3-1号の報告書の提出は求められていないが、職員等が研修・訓練に参加できるよう配慮しなければならないとされていることから、情報政策課職員に対して、毎年のeラーニングに必ず参加するよう指導している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.37

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	ネットワーク構成図について保管がされていないことについて	
指 摘 の 内 容	ネットワーク構成図については、システム仕様書と一体として保管し、トラブル発生時の対応やシステムリプレイス時の参考資料等、業務上必要性が生じた際に適宜閲覧できるよう、業務上必要とする者のみが閲覧できる場所に保管しておく必要がある。	
報告書該当 ペ ー ジ	P100	
報告書への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	平成31年3月12日
所 管 課 等	総務局 情報政策課
措 置 結 果	<p>本件指摘事項については、平成30年度から保管場所を整理し、システム管理をしている情報政策課内の施錠できるロッカーに外部媒体で保管している。</p> <p>また、一部については、情報政策課所属の職員に限った権限フォルダにて保管している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.38

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	ネットワーク構成図及び情報システム仕様書について保管がされていないことについて	
指 摘 の 内 容	ネットワーク構成図及び情報システム仕様書については、トラブル発生時の対応やシステムリプレイス時の参考資料等、業務上必要性が生じた際に適宜閲覧できるよう、業務上必要とする者が閲覧できるように保管しておく必要がある。	
報告書該当 ページ	P107、116、124	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月12日
所管課等	総務局 情報政策課
措置結果	<p>本件指摘事項については、平成30年度から保管場所を整理し、システム管理をしている情報政策課内の施錠できるロッカーに外部媒体で保管している。</p> <p>また、一部については、情報政策課所属の職員に限った権限フォルダにて保管している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.39

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘 意 見	
意見の項目	アクセス権限の棚卸がなされていないことについて	
意見の内容	<p>高松市情報セキュリティ対策基準では、「情報システム管理者又は情報セキュリティ管理者は、情報システム又は分散システムへ接続する利用者について、年1回以上、当該登録者が情報セキュリティ方針に適合しているか確認する」旨、規定されている。これは、正当な権限がない者が、そもそもシステム等にアクセスできないように、「アクセス権の棚卸」を適時に実施することを要請する趣旨である。</p> <p>現状では、アクセス権の棚卸は実施されていないため、定期的に棚卸を実施すべきである。</p> <p>なお、棚卸を実施する際には、重要な情報セキュリティ担保手続の実施の有無を「見える化」できることに加え、当該手続に関する責任解除の説明資料でもある点で、「アクセス権の棚卸」結果についての文書化が望ましい。</p>	
報告書該当 ペ ー ジ	P84、98、106、114、122	
報告書への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/keka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月12日
所管課等	総務局 情報政策課
措置結果	<p>本件意見については、平成30年度から業務システムの権限付与に関する業務マニュアルを整備し、棚卸を行っている。</p> <p>また、棚卸結果についても説明資料として残すこととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.40

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	「情報化推進施策業務調査票（現行業務・システム）」が作成されていないことについて	
意見の内容	<p>「情報化推進施策業務調査票（現行業務・システム）」は、調達予定の情報システムに関連する現行の対象業務の洗い出しや情報システムの機能目標、目的について、業務主管課が事前に整理し、円滑な新システムの導入や情報システム導入後の評価を行うための起点となる資料であるため、「まちづくり戦略計画」を通過する情報システム調達に関しても、事前の調査必要事項を記載した「情報化推進施策業務調査票」を作成若しくは同内容を盛り込んだ客観的な証跡を資料として作成することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P41、55	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月12日
所管課等	総務局 情報政策課
措置結果	<p>本件意見については、改定された「情報システム調達ガイドライン」において、「情報化推進施策業務調査票（現行業務・システム）」の代わりに同様の内容を盛り込んだ「情報化基本計画書」の作成を求めており、平成30年度に行った高松市住民情報システム（共通基盤・住民記録・保険系・税系）機器更改業務委託において、当該文書を作成し、以後適正に運用している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.41

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	情報システム導入後の新業務モデルが作成されていないことについて	
意見の内容	<p>情報システムの調達に当たっては、情報システム毎に具体的な手続を策定する必要があり、また、その中で新業務モデルを策定することにより業務主管課の要望等を反映しているかどうか、新システムを導入した際に現行業務のどの部分が改善されるのか等を判断することができる。</p> <p>したがって、新業務モデルが作成されていなかった場合、導入した情報システムが当初想定していた業務要件や事後評価における測定指標等を満たしているかどうかについて判断できないため、導入に当たって協議・検討した結果について、新業務モデルとして明確に証跡として残すことが必要である。</p>	
報告書該当 ページ	P42、56	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月12日
所管課等	総務局 情報政策課
措置結果	<p>本件意見について、平成30年1月4日付けで改定された「情報システム調達ガイドライン」においては、新業務モデルの策定は示されていないが、その代わりとなるものとして、「情報化基本計画書」を作成することにより、当初想定していた業務要件や事後評価における測定指標等を満たしているかどうか判断できることとなる。これにより、平成30年度に行った高松市住民情報システム（共通基盤・住民記録・保険系・税系）機器更改業務委託において、当該文書を作成した。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.42

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	アクセス権限の棚卸結果が文書化されていないことについて	
意見の内容	<p>高松市情報セキュリティ対策基準では、「情報システム管理者又は情報セキュリティ管理者は、情報システム又は分散システムへ接続する利用者について、年1回以上、当該登録者が情報セキュリティ方針に適合しているか確認する」旨、規定されている。これは、正当な権限がない者が、そもそもシステム等にアクセスできないように、「アクセス権の棚卸」を適時に実施することを要請する趣旨である。</p> <p>重要な情報セキュリティ担保手続の実施の有無を「見える化」できることに加え、当該手続に関する責任解除の説明資料でもある点で、「アクセス権の棚卸」結果についての文書化が望ましい。</p>	
報告書該当 ページ	P77	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月12日
所管課等	総務局 情報政策課
措置結果	<p>本件意見については、平成30年度から業務マニュアルを整備し、アクセス権限の棚卸を行っている。</p> <p>また、棚卸結果についても説明資料を記録として残すこととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.43

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区分	意見	
意見の項目	貸付要件のチェックリスト化について【母子福祉資金等貸付事業特別会計】	
意見の内容	<p>平成23年度の包括外部監査において、「申請時の検討項目を記載したチェックリストの作成について」の意見があったものの、こども家庭課の対応としては、「個々の相談者及び資金種別により聞き取り項目が異なるため、標準化は行っていない」とのことであった。しかし、今回のサンプルテストで実質的には問題ないと思われるものの、連帯保証人の要件（市内在住など）にそぐわない事例があった。</p> <p>「高松市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付審査基準」によると、貸付対象者、所得制限、償還完了時点の年齢制限、連帯保証人、重複貸付、同居家族など、多くの要件を満たすことが必要であることから、これらの要件をチェックリストにして、網羅的にチェックしたことが確認できるようにしておくことが望まれる。</p> <p>また申請まで至った案件については、チェックの結果を残しておくことが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P100	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月8日
所管課等	健康福祉局 こども家庭課
措置結果	本件意見については、平成30年度から、各資金の貸付審査基準の要件についてのチェックリストを作成し、その結果を残している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.44

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	法令等が変更になった場合の関連資料の変更について【母子福祉資金等貸付事業特別会計】	
意見の内容	<p>「高松市母子及び父子並びに寡婦福祉金貸付審査基準」は国の法令等に沿ったものであり、法令等の改正があれば、審査基準も改正しているとのことである。しかし、平成22年4月に国の「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」改正施行による、技能習得資金（一括）の貸付金限度額について、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金のしおり」では816,000円に改定されているものの、「高松市母子及び父子並びに寡婦福祉金貸付審査基準」では780,000円と古い金額のままであった。</p> <p>国の法令等の改正があった場合、改定が必要な市の規則や、外部公表資料などを整理して、改定の確認ができるようにしておくことが望まれる。</p>	
報告書該当ページ	P100	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月8日
所管課等	健康福祉局 こども家庭課
措置結果	本件意見については、「高松市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付審査基準」の改正を行い、平成30年度から政令に定める基準となっている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.45

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	貸付金残高の把握について【母子福祉資金等貸付事業特別会計】	
意見の内容	<p>母子福祉資金貸付金は、システム上整備されている「母子福祉資金償還台帳」により、個々に管理されているものの、その合計金額を算出しておらず、全体の貸付金残高を把握していなかった。少なくとも毎年度末には個人別に把握している貸付金の合計額とあるべき残高との比較を実施し、貸付金残高の正確性を確認していく必要がある。</p> <p>また、比較した結果、異常がなければ、システム上のデータは網羅的であり、その中の滞納金額のデータを活用して、滞納債権の管理について漏れがないかの確認が可能である。</p>	
報告書該当 ページ	P100	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月8日
所管課等	健康福祉局 こども家庭課
措置結果	<p>本件意見については、システム内で把握している貸付金残高合計額とこれまでの決算額等により算出される残高との比較を行い、その正確性について平成30年度から確認を行っている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.46

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	滞納債権の一覧管理について【母子福祉資金等貸付事業特別会計】	
意見の内容	<p>平成29年12月27日現在の個人別に管理している貸付金残高479,053千円のうち滞納金額がある相手先9件について、滞納者への対応をヒアリングした結果、連帯債務者の状況を把握していない、連帯保証人と接触するのみで借受者の勤務先を把握していないなど、対応が不十分と認められる貸付金が4件発見された。現在貸付金残高が存在する貸付件数は700件程度であるが、これらへの対応の十分性をしかるべき責任者が検証するのに、1件ごとの「母子福祉資金償還台帳」「母子寡婦父子福祉資金返済指導カード」を開いて順次見ていくのは実務的ではない。担当者ごとに、貸付先ごとの滞納の有無、滞納理由、今後の対応など責任者が必要とする情報を一覧表示する資料を作成し、これを定期的に責任者が確認し、承認する体制を構築する必要がある。</p>	
報告書該当 ページ	P101	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月8日
所管課等	健康福祉局 こども家庭課
措置結果	<p>本件意見については、平成30年度から、滞納債権をその収納困難度によりランク分けした一覧を作成し、当該一覧をもとに収納会議を行い、今後の対応などを決定している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.47

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	債権区分及び対応の整理について【母子福祉資金等貸付事業特別会計】	
意見の内容	<p>償還率が低いのは、当該貸付制度の利用者は、銀行で借りられないためなどの理由で当該制度を利用するケースが多いと考えられ、もともと滞納債権となる可能性が高いことが原因のひとつと考えられる。しかしながら、福祉目的とはいえ公平性の観点から貸付金を回収することは必要であることから、その対策として、貸付金残高管理及び滞納債権管理をしていくに当たって、まずは債務者の分類を実施することが今後の対策としては必要であると考えられる。正常債権なのか、貸倒懸念債権に区分して積極的なケア（返済計画の見直し等）が必要なのか、破綻更生債権なのか、全ての債権を区分してそれぞれに適切な対応をしていくことが望ましい。</p>	
報告書該当 ページ	P101	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/keka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月8日
所管課等	健康福祉局 こども家庭課
措置結果	<p>本件意見については、平成30年度から、滞納債権をその収納困難度によりランク分けした一覧を作成しているが、そのランク分けにおいて正常債権か貸倒懸念債権か区分し、各債権に応じた対応を収納会議等で決定している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.48

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	システムの基本情報の入力誤りについて【母子福祉資金等貸付事業特別会計】	
意見の内容	<p>利息計算の再計算を実施したサンプル3件について、福祉総合システムから出力した償還台帳には利率3%と表記されており、実際の適用利率（1.5%）とは異なる利率が入力されていた。再計算の結果、実際の計算結果は正しい利率により計算されていたが、システム上の基本情報が原申請書とは異なる情報となっており、適用利率についての誤り等がすぐに発見されない可能性がある。正確な情報管理を実施するために、基本情報等が正確に登録されるよう、システム入力結果について別の担当者による確認を行うことが望ましい。</p>	
報告書該当 ページ	P101	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月8日
所管課等	健康福祉局 こども家庭課
措置結果	<p>本件意見については、基本情報等の正確な登録のため、システム入力後、決裁時に別の担当者による確認を行っている。</p>